

西海市教育委員会（令和5年第3回定例会）会議録

期 日：令和5年3月28日（火） 午前9時30分開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、川南 まつみ、矢吹 希己代、武宮 智

出席者：教育次長 山口 英文

教育総務課長 岩永 勝彦

学校教育課長 山田 喜彦

社会教育課長 作中 修

教育総務課 課長補佐 森下 直也、吉村 美香

学校教育課 参事 平田 真希子

社会教育課 課長補佐 浦崎 光芳、堤 猛

書記 林 大樹

傍聴者：なし

1. 開会

○教育長

ただいまから、第3回定例教育委員会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に北島委員、川南委員を指名いたします。

3. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

第3回学力向上推進会議

市議会一般質問

第5回西海市立図書館協議会

土曜学習会閉校式

人権のつどい第3回実行委員会

すこやか長寿財団来庁

西海中学校卒業式
防災まちづくり構想検討委員会
江島小学校卒業式
臨時校長会
大島こども園卒業卒園式
西海市表彰式
第4回西海市スポーツ推進審議会
西彼青年の家理事会
第4回社会教育委員会
第2回学校家庭地域連携推進協議推進事業運営委員会

5. 議事

日程第1「議案第9号 西海市学校医学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」

○教育長

日程第1「議案第9号 西海市学校医学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

説明は以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第9号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第9号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第1「議案第9号 西海市学校医学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「議案第10号 西海市スポーツ推進委員の委嘱について」

○教育長

日程第2「議案第10号 西海市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

説明は以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第10号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第2「議案第10号 西海市スポーツ推進委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第11号 西海市第4次子ども読書活動推進計画の策定について」

○教育長

日程第3「議案第11号 西海市第4次子ども読書活動推進計画の策定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

説明は以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第11号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

今西海市では人口減少に伴い行政のマンパワーや財源問題もあり、なかなか行政サービスが行き渡るのは非常に難しいです。また、地域においては、なかなか支え手も少なくなってきたため、地域における助け合いのネットワークを作っていこうと福祉部局を中心に展開しており、今後教育委員会も含めた重層的支援体制整備事業につなげていきたいと全庁で今から取り組もうとされているところだと思います。先日崎戸でそうしたフォーラムが行われ、崎戸町だけで行政区長や民生委員が中心に100名ほどが公民館に集まったところです。皆さんそれぞれの取組をお話いただきました。全国のそういった取組を支援する「さわやか福祉財団」の杉山理事が見えられ、全国の事例や西海市への助言をされました。その会の後に杉山さんとお話をさせていただき、当日来られた方ほとんど70代ぐらいで、その世代が今後どうなっていくのか、例えば親子の会話の時間や世代間の交流がどんどんなくなっていくんじゃないかと。私も杉山さんも非常に危惧しており、今全国の取り組みでは世代交流を意図的に作っていかないといけないという話でした。私はこの読書計画を拝見したときにいろんな展開があると思いますが、読書もテーマにしながらか親子での読み聞かせや、地域においては図書館でのビブリオバトルも新聞に出たり非常に興味あるんですが、そうしたところで切磋琢磨し、または本はSNS等と違い主観に基づき編纂をされて出版されるため、良い本を紹介してもらい人生の一つのエッセンスにし、地域における本を通じて文化を継承するところにつながることも、本は大事なツールだと思いました。もう一つだけ、ChatGPTという昨年

の秋口からリリースされていきなり100万ダウンロードされ、世界では1億人ほどがサービスを受けているということです。こういう物語を作ると言えば全部ChatGPTが作ってくれるという。だから多分今後のネットニュース等はもう勝手に造成されていくだろうと。スマホのSNSだけを一生懸命見ている子供たちは、もうそれを信じてしまい思考がそれで固まっていく非常に恐ろしい側面もあるので、余計にこういった本の大事さをすごく感じる最近の出来事だったため感想として述べさせていただき、是非こうした計画に基づいた形で本を媒体として親子間や地域間、そして世代間にも広げていただきたいと思います。1つ質問としては、本を読んでいるという事の中に電子書籍を読んでいるという事もカウントをしているのでしょうか。そこを教えてください。

○社会教育課長

本を読んでいるのかという問いだけでしたので主観になっていると思いますが、ニュアンス的には紙の本になるかと思います。

○北島委員

前半で申し上げたように、感覚もどんどん変わっていているので。Kindleという電子書籍のアプリ等を皆さんダウンロードされており、いろんな場面で読まれると思うので、今後、そのアンケートを取る時には是非その辺も入れていただければと思います。

○川南委員

取組や成果、課題のところを読ませていただきました。私は子ども読書推進計画を中心に作り作った者です。手探りの中で作ったので県から顧問も呼んで作成したところでしたが、もうこんなに進んできたと思いながら読ませていただきました。その際いつも思っている事が、行政の想いだけがこの中に届いて課題を見たときに本当だなと感じました。これをクリアできるという事をもっと住民に働きかけると、図書館だけじゃなくクリアできると思うことが沢山あります。読み語りのボランティアというのは、表に出てきていますが、読み語りが出来なくても図書館の環境整備や本の整理であれば手伝えるよという図書館ボランティアを募ると、司書の仕事が随分減るのではと思います。何故かといえば図書館に行った時に、司書と来た人がカウンター越しにしか接してない、もっとフロアに行き、子供たちや一般の人が本を選んだりする時に一緒になって本を選んであげ、こういう本を探していると言えばその本を探し出すだけでなく、この本に書かれている事も教えられるのではとこの計画を読んで思いました。そして行政がもっとオープンにし、もっと一般人も図書館に寄れるような、そして大きくなくても各図書館で本の座談会や勉強会等小さな事から何回かやって図書館に人を呼ぶなど、本を借りるだけでなく、世代を超えてそういう交流が出来て支え合うことができる、本質がそのような事じゃないかなと感じました。そしてもう一つ、読書推進計画には子供の心豊かな健やかな成長のために重要な施策の一つです。子供の犯罪が非常に多くなった時に、小さい時に心が育ってないんじゃないかなってことで読書推進計画が出来たと思っていて、この文章の中に、はじめには「心豊か」という一文出てきますが後にはそういうアプローチが出てきてない。だから、もう少し「本を読みましよう」や、「読んだら知識が広がる」じゃなく、「心が豊かになる」という事も入れていってほしいと思

いながら読ませていただきました。数値目標が出てるのは確かに良いことなのですが、いつも思うことは借りた数と読書した数は、必ずしも一致しないということがあり、学校や図書館で何冊借りたといっても、絶対それを全部読むとは限らないため、人の前で読んだり見たりを、図書館祭りなどのようなところでは、とてもいい事なのでそういった事を増やしていけるような読書推進計画になるといいなと思いました。長くなりましたが感想です。

○矢吹委員

私も川南委員と同じような意見ですが、図書館を利用する方が少ないアンケート結果があり、本を借りるだけではなく子育てサービス等を合わせたような、例えば小さい子供でもそこで読み語りを聴いたり、相談を受けられるようなサービスがあると小さい子どもをもつ親子でも利用が多くなるんじゃないかと思います。私は西彼図書館しか知らないんですが、スペースが古いという事もあってスペースがすごく狭いので、小さい子供をもつ親子で本を見たりするスペースが広がったらというのが、以前からずっと感じていた事です。あと、中学生、高校生、大人もそうですが、学習も兼ねてできるような場所も確保出来ていたら、もう少し利用が増えるのではと思います。あとは保護者の立場で、学校の読書習慣で親子読書という取組があったんですが、アンケート結果に忙しくてなかなか親子で読書を楽しむ時間がとれないという意見がありました。取り組みを機に親子で取り組めてよかったとか、子供自身も読み語りをしてもらってよかったとか、1人で読むよりも親子で一緒に読書が出来てよかった、コミュニケーションが出来てよかったなど、良かったという意見が沢山挙がっていました。なのでそういう親子読書が良かったというのと、あと5年生の国語の授業で自分たちのお薦めの本を紹介する授業があったそうで、その友達がお薦めする本を聞いて、本に興味を持ったという事を、私の子供がそう言っていたので、そうした取組もあっていいのかなと思いました。

○社会教育課長

川南委員さんのご意見も含めましてありがとうございます。確かに川南委員さんが最初の1回目の策定で手探りだったということで、私たちはその積み重ねがあって4次の取組みでしたが、私が見識が足りないばかりにかなり手探りだったため、行政が実際に実行したけれども出来なかったことや次回実現したいとなった事も、確かにそのとおりだと思います。市民の皆さんが感じる問題点を我々ならこうできると興味を喚起するような内容の書き込みがもう少しあったほうが良かったと川南委員さんのご意見を受けて思いました。それと図書館のスペースについて、西彼図書館も確かに狭く環境的に厳しいところもあり、またこの図書館も似たような状況ですが、少しでも子供たちがごろごろしながらでも見れるスペース等を工夫して作っているところです。ここはやっぱりそういったご意見をどんどんいただいて、1か所なりともゆっくり子供たちが寛げるようなスペースがある図書機能を持った建物を、また図書館でできるのが1番いいですが、出来なくてもそういう図書スペースのようなものができればいいと思っています。なので皆様にも西海市の図書館のハード面がいかほど貧弱かというところを言っていただけると、私たちも頑張れると思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。お薦めの本などは各市町村工夫して進めています。実際には届いてないという事もありますの

で、広報など周知の仕方を工夫して市長らと話をしながら考えていきたいと思ひます。

○武宮委員

私個人的にも読書の重要性は感じていて、実際に学童の現場でも取り入れたりしてます。学童保育の現場では長期間休みである春、夏、冬休みは長い時間子供が滞在するということもあり読書をさせて、読書の時間を取り入れてますが、職員が口を揃えて言うのが子供に本を読ませるのが1番難しいと言ひます。それは何故かというところ、子供によって非常に差があつて、読める子は放つておいても読めるし、読めない子はどれだけ読ませようとしても読めないということと言ひます。そのために、地域とも協力して読み聞かせのボランティアの方に来ていただき、読めない子は読み聞かせで聞いていただくようにしてはいますが、非常に大きい原因として、家庭の環境があると思ひています。やはり親が小さい頃から読み聞かせをするとか、あるいは親自身が読書をするというような家庭の子供は自分で積極的に読めるような印象を受けています。そのような中で2点ご質問させていただきたく、1点目は計画の基本方針の中で3点、重要な項目を挙げていただけてますが、3番目の学校、家庭、幼稚園、こども園、保育園のところの中に、学童保育っていうのを入れることが出来なんでしょうか。ご承知のように、小学生の子供たちの約5割程度が学童保育に通つているということもあり、また長期間非常に長い時間生活をしているので、そこに読書の何かしらの施策を打てれば良いのかなと思ひます。そしてもう1点、親の読書に対する意識づけについて、例えばノーメディアの日など家庭で読書に取り組むようなことがあります、親自身が受け入れるような研修等の読書の重要性を学ぶような場が何かないかということをお尋ねしたいと思ひます。

○社会教育課長

学童保育についてはおそらく議論が出ていたと思ひますがこの文言には反映されておりませんでした。学校、幼稚園、こども園、保育園という欄のところにお追記する形で入れたほうが良いと思ひております。それと、もう1つの保護者、親世代の読書に関心を持つような研修が出来ないかという事について、確かにその辺りの視点が欠けておりましたが、計画書に反映する、しないではなく、これからの中で読書推進活動の中でそうした取組も進められないか頭に入れて進めていきたいと思ひます。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

○川南委員

お尋ねします。図書館が昼休みを設けましたよね。その時間帯にも電気が点いてる事が非常に残念でした。無駄なのではないかと。また、電気が点いていたら本を返しに来た人は返せるんじゃないかと勘違いをしてしまうんじゃないかと思ひます。私と同じような残念な思いをして、少し足が遠のいた人もいるんじゃないかなということでお話をしました。

○社会教育課長

昼休みにつきましてはなかなか導入している図書館が全国的にもかなり少ないので、

解消すべき方向とは思っていますが、人員と働き方と予算の関係で当面このまま続けていきたいと思っております。ただ、昼のショートについてはもう1度状況を現場の職員に聞いて、確かに消しても差し障りないということであれば昼休みは消灯するということにしたいと思っております。本の返却の件も最初返却ポストもある事を言おうかと思いましたが、返す時も中身をお伺いしながら返したいということがあるということでした。そうであれば、ご不便をおかけしているとは思いますがけれども11時半から12時半まで閉めておりますので。

○教育長

他にございませんね。討論なしと認めます。

お諮りします。議案第11号は、武見委員さんからご意見があった連携の中に学童保育の団体を入れるという形で修正可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第3「議案第11号 西海市第4次子ども読書活動推進計画の策定について」は、修正可決されました。

日程第4「議案第12号 令和5年度教育委員会所管大型事業に係る事業計画について」

○教育長

日程第4「議案第12号 令和5年度教育委員会所管大型事業に係る事業計画について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

説明は以上です。

○教育長

ただいま、議案第12号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第12号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第4「議案第12号 令和5年度教育委員会所管大型事業に係る事業計画について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第13号 西海市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第5「議案第13号 西海市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制

定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

説明は以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第13号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第13号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第5「議案第13号 西海市教育委員会事務局組織 組織規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第14号 西海市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第6「議案第14号 西海市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

令和5年4月1日から電子決裁文書管理システムを導入し、運用を開始をいたします。それに伴い規則を改正をするというところで、今まで紙で公印使用簿をしていたところを、電子決裁システムの中で承認を得れば使用できるという規定にしています。

説明としては以上です。

○教育長

ただいま、議案第14号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

○北島委員

うちでも電子決裁をしています。もう4月1日からは、今まで全て何か下駄判みたいな感じで印鑑をずっと打っていたものが、全て電子決裁上で決裁されるということになるんですか。対象の文書は何%ぐらいなのでしょう。もしそうなると本当に効率的にはなりますよね、紙を持ってもらわなくて良くて。非常にスムーズにできると思いますが、例えばうちでもそうなんです。上長が出張してるとか、今でいうとこのコロナで1週間出てこれないとかでも、電子上で飛ばせるのかあるいはリモートワークで他所でもできるのかその辺何かありますか。

○教育次長

これは研修を受けてから実施をすることになってます。今職員は研修を受けたところ

で、中身を聞いたところ紙と電子を並行した移行期間があると思っております。今回の取組が初めてですので、そういったところはできるところはしていくということで理解しています。

○社会教育課長

私が2週間程前に研修を受けて、上長が欠席や出張のときに飛ばす機能はついておりました。リモートは、今はそのシステムというよりも西海市のセキュリティの方針の関係で、出来ないように感じました。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第14号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第6「議案第14号 西海市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第15号 西海市青少年スポーツ振興補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第7「議案第15号 西海市青少年スポーツ振興補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。

○教育次長

(議案朗読)

交付を受ける団体の補助対象事業の実施に当たり、改正前の補助限度額3,000万円では、自己負担が多額になり、実施困難であるため、限度額を1億円以内に増額し、併せて1団体の通算限度額を1億5,000万円以内と定めるというところです。

本要綱では市内学校等の児童生徒が行うスポーツ活動、ここでは西彼杵高校の女子バレエ部を支援し、市内学校等の振興を推進すると規定をしており、そのため今、40人規模の合宿場を整備するための支援を想定をしております。

○教育長

ただいま、議案第15号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

基本的にこの交付要綱の改正案については、3月議会の予算にも入ってるので承認がされてるわけですね。教育委員会の案件だとは思いますが、さきの1,000万以上の事業計画の場合は、教育委員会の議決っていうところもあるんですが、既にもう、予算が通っているということで後追い承認的な整合改正みたいなふうを受け取るんですね。そう

したときに、教育委員会としての立ち位置は何だろうと、その解釈を教えてくださいたいと思います。それから、これについては高校の魅力化ということで、理想の高校、報道にもありましたように非常に有名な指導者がおられて、実際市外からの希望者もあられるということで、ぜひ西彼杵高校の存続というところで非常に大崎高校の事例もありましたし、いろいろと知恵を絞られてのことだとは思いますが。また大崎中高のほうの、音楽顧問としても、西海市としてはこうした魅力を作っていくということで、いろいろ取り組まれていたと思うんですが、教えてくださいたいのが、この件については西彼杵高校も含めた高校の魅力化支援の検討委員会というのがあるんでしょうか。そういった中で、どのような議論があってどのような意見があったのかと。大崎高校の場合も、寮を整備する上で教育予算を活用されました。当初は相当市民からも税金の使い方等についての議論もあったんじゃないかと思うんですが、結果的に1回甲子園に出場されるというね、名誉を取られてそこはよしとなったでしょうし、それをもとに今回も西彼杵高校の話になってきていると思うんですが、以前の大崎高校に対して数千万円の補助金に対するその評価、検証ということとか、実際大崎高校自体がまだ定員充足しているわけでもないの、その辺の教育委員会としての考え方も含めて、今回の1億円にするというところに対しての、第三者委員会的な検討委員会的なところの中での意見、あるいは市民の意見っていうのは、いかがなのでしょう。ちょっと聞くと中学校にバレー部がないところもあるので、仕組みや体制づくりもあわせてやっていかないといけないんじゃないかなとも思うものですから、そういった今課題があれば教えてくださいたいことと、最後に3点目が、今後そのポイントにもありますけれども、寮整備の事業については、次、現地調査などもいたすってということですが、既にもう何かこう土地があって、実際に考えてらっしゃるところがあるのか、何か民宿を改装するとかいろいろ機器はしましたけどもいろいろ、既存の設備、廃校跡とか、そういったところも含めてです、いろいろこう、活用されればいいかなとも思いますけれども何か、もう案があるのであればちょっとその辺のところも、教えてくださいたいなあと思っておりますはい、以上3点です。

○教育次長

教育委員会の立ち位置というところで順番的なものがありました。こちらについては予算を認めていただくかどうかというところで、予算的にはついているというところで、支出をする場合にはですねスポーツ振興基金の運営の協議をする場があります。委員としては、副市長が委員長になっていただいております、それから民間の方がお2人と、うちの部署から、市役所の部長級がお2人、総務部長と建設部長等が参加していただいてその委員会で審議をするということになっております。それで西彼杵高校、バレー部に直接ということではなく、大崎高校の野球部でもそうですけれども後援会組織を作っただけで、その後援会がどういう支援をするので、補助金をいただきたいということで申請が上がってきてそれで支出をするかどうかを決めるというところで、ただこちら、ただそれを想定して動いていることは間違いはないというところではございます。そういったところで今回改正がどうだったかというと、私たちの判断としては予算化をして今回の3月議会でかけたわけですけれども、こういった順番になったというところで回答をさせていただきたいというふうに思っております。それから補助金の使い方です

けれども、大崎高校は何年間、大崎高校野球部後援会のほうは、何年かに分けてこれまで申請をされて、寮も当初市営住宅を改修した寮があり、それから食堂等をつくって、それからまた寮をプラス新たに二つ追加をしたということで大きな建物としては、今四つの建物を使っているという状況で、年度に応じて申請があつて、上限3,000万円を整備してきたと。それは、部員数もだんだん増えてきたという事情もありまして、そういった対応をしてきたというところでございます。今回それで積算としましては1億2,000万円程度の振興基金を使ったというふうに考えております。この辺は北島委員さん言われたとおり、使い方についてどうかというところありますがこのスポーツ振興基金を設立した5億円を設立した当初市長の意向としては、やはり市内の小中高等で全国大会等を臨めるような、スポーツ活動に支援をしたいという意図でつくってございまして、趣旨に沿ったという判断をして、市としては実施し教育委員会としても歩調を合わせていろいろな補助金の支出をしているということでございます。今回寮の建設ということ想定しているということで、用地としてはどうかというところでございますが、一応想定をしております、西彼杵高校の近くの用地をある程度見込んでございまして市の用地でございまして、まだ公表できる段階ではありませんが、一応市の用地をここでどうかという想定はしているというところでございます。そういったことで、実はこの用地っていいますかお話があつたのも去年のことでございます、去年の夏頃のことでございますそれから、いろんな協議市長の判断、教育長の判断等いただいて進めてきたところです。幾らか手探りの部分もあつたかと思ひますが、今、こういった状況で議案としては改正ということで上げさせていただいているというところで、ちょっと回答に不足があつたかと思ひますが状況としては、状況説明としては以上でございます。

○教育総務課長

検討委員会といいますか県のほうが設置をしております西彼杵高校の活性化協議会が県のほうで設置をされてございまして、年に3回程度協議がなされているところなんです、その中では、特にバレー部の誘致の直接的な協議というのはなされていない状況で、その中で学校の魅力を出すための一つの施策として、バレー部を復活させてはどうかというふうな話は出て、委員皆さん、それは進めてもいいのではないかとというような程度の協議しかなされていないところであります。

○北島委員

基本的には前回の委員会でもありましたけれども、指導者を招聘するに当たっての整備も含めて、何ら反対は申し上げているわけじゃなくて、総論的にはやっぱりそういった形で活性化していただきたいなというふうに思う一方ですね今回これが提案されたときに1億円という大きな予算が動く、先ほどのご回答を私なりに咀嚼したとしても教育委員会っていうのは教育行政の一つの意思決定機関だったり諮問機関だったりこうするわけじゃないですか。もちろん今、新しい教育委員会制度になって教育長の権限というのは強くはなっていますけども、ここが出てくる前に予算が通る前にここで何かの議論とか協議とかがあつても良かったのかなという気はするんですよね。そういったところで、いろんな事情はあるのかなというふうに思いながら聞いておりましたけれども今回のことは、ひとつそういうふうに記憶にとどめていただいて、やはり教育委員それぞれの立場で、ご参加もされていらっしゃいますので、是非忌憚なく、ここはもう

ある意味でやっぱり、それぞれ守秘義務を持って集まっている会でもあると思いますので、ぜひ、そういった意味で教育委員会をご活用いただければなというふうには思ったところです。

○教育総務班長

北島委員から質問のありました今の経過として、私が担当といたしまして先ほども言いました後援会とですね、やりとりをしながらさせておりますのでちょっとご説明をさせていただきたいと思います。補助金の改正を決定させていただいて、まず現状といたしまして、もう4月から生徒さんたちが、住む環境を整えなければいけないという、後援会からの申出等もございましたので、それに関しまして旧民宿いわさきという民宿のほうを貸与、借りる賃借契約を後援会のほうが行ってですね、借りても住める環境を整えていくという形を4月から進めさせていただいております。その後、当然そのこの民宿をずっと、それも同じく北島委員さんからご意見がありましたとおり、1億円という大きい予算を計上させていただいておりますので、その中では後援会の中で適地、次長が言いましたとおり、そこも一つの案ということで、また、北島委員から言われた利活用のところも踏まえて、後援会等を市のほうもですね補助団体ではございますので、その中で検討し、1番に子供たちが通える環境、生活できる環境を勘案いたしまして、決定をさせていただきたいというところで後援会と話をさせていただいております。まずは4月の生活環境を整えるという環境を今、整備をさせていただいて、それを終えて賃貸でございますのでそこについては、1年か2年、3年、経過をした後にはですね寮の整備をどこが適地なのか、利活用がいいのか、そういうところも検討させていただきながら、決定をさせて補助の申請をいただければというところで後援会のほうと協議を教育委員会としても進めさせていただいているというところで説明をさせていただきたいと思います。

○武宮委員

1点だけ、3,000万から1億ということでかなり増額だと思いますが、基本的に指導者ありきの施設整備ということだと思います。もし仮にこの指導者が何らかの理由で継続が出来なくなった場合、整えた設備、施設のその後の何か見通しとか考え方があれば教えていただきたいと思います。

○教育総務課長

はい。ただいまのご質問ですけれども、あくまでまだ寮は整備ではなくて今のところは「民宿いわさき」のほうで状況を見ながら、後援会とかと話をしているところでありまして、すぐにどこかに寮を建てるとかという段階ではないというところをご理解をいただきたいと思います。その中で、今委員がおっしゃられたように今後の指導者の状況が何年続くのかというところにつきましても今後指導者としてできるだけ長く続けていっていただきたいと思いますし、監督のほかにサポートとして、あと1名、同じく九州文化学園のコーチをされていました方が一緒にこられる形になっております。その方は、年齢が今53歳ぐらいですので、ある程度まだお若いというか、年齢的にはまだ十分今後も続けていっていただけるものと考えているところですので、ご理解をいただきたいと思います。

○武宮委員

現時点でそれでは建物が建ってしまった後に、何らかの理由で継続出来なくなった場合の考え方ではないということですね。

○教育総務課長

そうですね、仮にもし建った後に、何かという時にはそこを市の合宿とか、市内で小中学校とか高校とかが市の施設を利用して合宿などをしていただくような、そういう誘致活動とか宿泊施設としても、今後、もしそういう施設を建てた場合にそういう活用もできるのかなとは個人的には考えているところです。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第15号は 原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第7「議案第15号 西海市青少年スポーツ振興補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第16号 西海市立小・中学校で使用する緊急時のタクシー借上事務処理要領の一部を改正する訓令の制定について」

○教育長

日程第8「議案第16号 西海市立小・中学校で使用する緊急時のタクシー借上事務処理要領の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

現在の規定では、前渡金額を小学校費、中学校費でそれぞれ5,000円としており、現金支払いとなった場合、5,000円の前渡金では不足することもあるため、前渡金額を1万5,000円へ改正をするものです。説明は以上です。

○教育長

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第16号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第8「議案第16号 西海市立小・中学校で使用する緊急時のタクシー借上事務処理要領の一部を改正する訓令の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第17号 西海市学芸員設置規程の一部を改正する訓令の制定について」

○教育長

日程第9「議案第17号 西海市学芸員設置規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

令和5年4月から社会教育課に1名、それから崎戸歴史民俗資料館に1名、大瀬戸歴史民俗資料館に1名、会計年度任用職員の学芸員としては、合計3名を置く予定ということでございます。説明としては以上です。

○教育長

質疑はありませんか。

○北島委員

学芸員を設置するその背景について教えていただきたいんですけども、何かの間ニュースを見ていたら日本最古の海竜ですとか、非常に考古学上の非常に珍しい貴重な、何とかペンギンモドキもそうですよね。そういったのが崎戸に常設陳列されてるところも何か関係してるんでしょうか。

○社会教育課長

歴史民俗資料館等には学芸員を配置したいというのが、全体的に解説を詳しくとか展示の内容を工夫したいということもありまして属人的ではあるんですが、今ずっと勤めていらっしゃる会計年度任用職員さんが独学で、通信教育で学芸員の資格を数年前とられておりまして、今後も勤務を継続したいという意向というのもありましたので、こちらとしても、崎戸歴史民俗資料館が今回リフォームといいますか、大型改修工事をしまして、展示内容も変更しないといけませんので、中身の計画なども学芸員の知見を反映したいということもありまして、このタイミングで崎戸に追加をしたいということで考えております。他の社会教育課と大瀬戸にはもう今までもおられましたので、今回、崎戸に配置をするためにということにしております。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第17号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第9「議案第17号 西海市学芸員設置規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第18号 西海市教育委員会文書規程等の一部を改正する訓令の制定について」

○教育長

日程第10「議案第18号 西海市教育委員会文書規程等の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

令和5年4月1日から電子決裁文書管理システムを導入し、運用開始になることに伴い、当該訓練における所要の改正をしようとするものです。

説明は以上でございます。

○教育長

質疑はございませんか。

○北島委員

システムの変更なんで本当にいろいろ、細部にわたって大変だと思うんですが、他の自治体でこういった電子決裁のほうも既に導入されてるところがあって、そういったところの規定関係を参照しているという理解でよろしいでしょうか。

○教育次長

はい、そのようなご理解でよろしいと思います。こちらのほうも西海市全庁的に改正を行っていきまして、この改正においても総務課の行政班のほうが所管していて、このような形でやりとりをしまして、供覧をして、それでこういった引っかかる部分について改正をしているということでございます。

○北島委員

県内でも先行しているところはありますか。

○教育次長

そちらのほうの情報は、私はちょっと承知しておりません。そうですね市で言いますと、DX推進班が出来ておりまして、他市においても同様な状況で国のほうも推進しておりますので、同様な状況があるかと想定をしております。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第18号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第10 「議案第18号 西海市教育委員会文書規程等の一部を改正する訓令の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11 「議案第19号 西海市教育委員会防犯カメラシステム管理運用規程の一部を改正する訓令の制定について」

○教育長

日程第11 「議案第19号 西海市教育委員会防犯カメラシステム管理運用規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

令和5年4月1日から、個人情報保護法が地方公共団体に直接適用され、西海市個人情報保護条例が廃止されることに伴い、当該訓令における所要の改正をしようとするものです。新旧対照表がございますけれども、この第4条で画像の管理とありますが、ここに西海市個人情報保護条例の趣旨にというところを、個人情報の保護に関する法律の趣旨にということで改めるということでございます。説明としては以上でございます。

○教育長

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第19号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第11 「議案第19号 西海市教育委員会防犯カメラシステム管理運用規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12 「議案第20号 西海市スポーツ専門指導員設置規程の一部を改正する訓令の制定について」

○教育長

日程第12 「議案第20号 西海市スポーツ専門指導員設置規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

西海市スポーツ専門指導員として任用する会計年度任用職員の勤務時間を勤務実態に合わせるため、所要の改正をしようとするものです。

ポイントとしましては全国大会などで実績のある指導者をスポーツ専門指導員として任用し、市内高等学校及び小中学校のバレーの指導を行うスポーツ専門指導員の勤務日及び勤務時間を、部活動の実態に合わせるため所要の改正を行うということ。それからスポーツ専門指導員は、教育委員会へ13時から勤務することとし、市内高等学校及び小中学校の部活動の時間に合わせ、平日の放課後4時間、休日は6時間の市内高等学校及び、小中学校におけるバレーボールの指導を予定している。また勤務日は原則週5日、週30時間勤務とし、週休日に大会参加等のため勤務した場合は、振替勤務等により対応をするということです。説明は以上でございます。

○教育長

質疑はありませんか。

○武宮委員

改正のポイントのところ、市内高等学校及び小中学校のバレーボールの指導とあるんですが、小中学校も何かそのような予定があるんですか。

○教育総務課長

基本的には西彼杵高校のバレー部の外部指導者ということで入っていただくようにはしているんですけども、中学校の部活動のバレーであったり、小学校のクラブチームが市内にもありますので、そういうところの指導者の指導であったり、相談があった時に行って指導等も行っていただけるような形で調整をしているところであります。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第20号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第 「議案第20号 西海市スポーツ専門指導員設置規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○教育総務課長

教育長、すいません。

○教育長

教育総務課長

○教育総務課長

議案第9号の中で北島委員からご質問があつておりました、学校医名簿の4番田中史朗先生につきましては、田中クリニックの田中公朗先生のお子さんになるということでありました。以上は報告をさせていただきます。それと、これも北島委員からご質問があつた電子決裁システムの県内の設置導入状況なんですけども、現在は大村市、平戸

市、対馬市、五島市以外の市には、もう既に導入をされている状況で、4月から西海市が新たに導入をするという形になっております。以上で報告を終わります。

○教育長

それでは以上で本日の議事は全て終わりました。次にその他に入りますけれども各課からの報告をお願いします。

6. その他

各課報告（資料により報告）

次回の定例教育委員会：4月26日（水）午前9時30分～

7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。（午前11時20分閉会）